



2025 年 8 月 19 日

各 位

会社名 note 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 加藤 貞顕
(コード番号: 5243 東証グロース)
問合わせ先 取締役 CFO 鹿島 幸裕
TEL. 050-1751-2329

株主優待制度の導入に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、株主優待制度の導入について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待制度導入の目的

当社はこの度、日頃より多大なるご支援をいただいております株主の皆さまへ感謝の気持ちをお伝えするとともに、当社サービス「note」をより身近に感じていただき、事業へのご理解を深めていただくため、株主優待制度の導入を決定いたしました。

本制度を通じて、当社株式の魅力を高めることで、より多くの方々に中長期的に保有していただき、株主の皆さまとのエンゲージメントを一層強化していくとともに、出来高および流動性の活性化、ひいては企業価値の向上につながることを期待しております。

2. 株主優待制度の概要

(1) 対象となる株主

毎年 11 月 30 日現在の株主名簿に記載された 100 株以上ご所有の株主のうち、1 年以上継続してご所有の株主を対象といたします。

継続保有の条件は、毎年 5 月末日および 11 月末日の株主名簿に、同一の株主番号で 3 回以上連続して 100 株以上の所有が記録されていることといたします。

(2) 株主優待の内容

基準日における保有株数に応じて、当社サービス「note」で利用いただける「note ポイント」を贈呈いたします。1 ポイント＝1 円として「note」の有料記事の購入に充てることができます。

- ・ 100 株以上 200 株未満 : 3,000 ポイント (3,000 円相当)
- ・ 200 株以上 : 6,000 ポイント (6,000 円相当)

(3) 贈呈の時期

対象となる株主に対し、毎年 2 月中に「定時株主総会招集ご通知」に同封して送付予定です。

(4) ご利用方法等

詳細につきましては、「定時株主総会招集ご通知」に同封するご案内に記載いたします。

3. 株主優待の開始時期

2025 年 11 月 30 日の株主名簿に記載された 100 株以上ご所有の株主のうち、1 年以上継続してご所有の株主を対象として開始いたします。

※初回となる 2025 年 11 月 30 日の優待対象株主は、2024 年 11 月 30 日、2025 年 5 月 31 日、および 2025 年 11 月 30 日の株主名簿に、同一株主番号で 100 株以上の保有が継続して記載されている必要がございます。

4. その他

本株主優待制度による今期（2025 年 11 月期）の業績に与える影響につきましては軽微と見込んでおりますが、今後重要な変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

【ご参考】株主ミーティングの開催につきまして

当社は株主優待制度に加え、株主の皆さまに当社へのご理解をより一層深めていただくため、株主限定イベント「株主ミーティング」を開催しています。

前回の株主ミーティングでは、多くの方にご参加いただき、当社の事業戦略や今後の展望について直接ご説明させていただきました。質疑応答の時間も設け、活発な意見交換を通じて皆さまからの貴重なご意見を伺うことができ、大変有意義な会となりました。

次回の株主ミーティングは、2025 年 11 月末時点の株主を対象に、2026 年 2 月 28 日（土）の定時株主総会後に開催させていただく予定です。

開催場所や時間などの詳細につきましては決定次第改めて当社ウェブサイト等にてお知らせいたしますので、ぜひご参加いただけますと幸いです。

<本件に関するお問い合わせ先>

note 株式会社 IR お問い合わせ窓口 <https://ir.note.jp/inquiry>